

有限会社ケアサプライどリーむ指定福祉用具貸与運営規程

〔事業の目的〕

第1条

有限会社ケアサプライどリーむが行う指定福祉用具貸与事業〔以下(事業)という〕の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め事業所の専門相談員〔社会法人シルバーサービス振興会が認定した福祉用具供給事業従業者研修会修了要介護状態または要支援状態にある高齢者に対し、適切な指定福祉貸与サービスを提供することを目的とする。〕

〔運営の目的〕

第2条

- 1、事業の実施にあたっては、利用者の意思、及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 2、事業所の専門相談員は、利用者がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営む事ができるよう利用者の心身の状況・希望及びそのおかれている環境をふまえた適切な福祉用具の選定の援助・取り付け・調整などを行い、利用者を介護するものの負担の軽減をはかる。
- 3、事業実施に当たっては、地域とのむすびつきを重視し、市町村、他の居宅サービス事業者、その他の保険医療サービス及び福祉+提供する者との連携に努めるものとする。

〔事業所の名称〕

第3条

- 1、名称 有限会社ケアサプライどリーむ
- 2、所在地 新潟県新潟市秋葉区新津4442番地

〔職員の職種、員数、及び職務内容〕

第4条

事業所に勤務する職員の職種・員数及び業務内容は、次の通りとする。

- 1、管理者1名
管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行うと共に、自らも指定福祉用具貸与提供に当たると共に、専門相談員としても兼務する。
- 2、専門相談員2名以上〔内、1名は、管理者と兼務する。〕
専門相談員は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営む事ができるよう、あるいは介護者などの負担の軽減に資するよう、適切な福祉用具の選定を行う。

〔事業所の営業及び営業時間〕

第5条

- 1、営業日 月曜日から金曜日までとする。〔但し8月13日より16日まで、12月31日より1月5日まで、祝日を除く〕
- 2、営業時間 午前9時から午後6時までとする。

〔福祉用具貸与の提供方法、取り扱う種目及び利用料、その他の費用の額〕

第6条

指定福祉用具貸与の提供方法は、次の通りとする。

- 1、a 福祉用具の選定の援助にあたって、専門相談員は、当社受付聴取表をもとに、利用者の身体状況・家庭環境を把握する。専門相談員は、受付聴取表により聴取した内容に基づいて、体型・自立援助等を十分に検討し、利用者や利用者の介護の立場も総合的に考慮しながら適合する福祉用具の選定の援助をする。
b 福祉用具の納品にあたっては、利用者の適合状況の確認や福祉用具の点検を行い、納品報告書に記入する。利用者の身体状況・居室や機器周辺的环境を考慮し、福祉用具の特性が発揮できるよう、使用上のさまざまな工夫、情報提供をおこなう。納品後、取り扱い説明書の交付とともに、取扱説明書が、納得のいくようなわかりやすい説明をおこなう。
- 2、指定福祉用具貸与の提供に当たり取り扱う種目は、厚生大臣が定める福祉用具貸与に関わる福祉用具の種目に基ずいた別添えカタログ掲載種目とする。

取り扱う種目

車椅子	特殊寝台	床ずれ防止用具
// 付属品	// 付属品	体位変換機
手すり	スロープ	歩行器
歩行補助杖	認知症老人徘徊感知器	移動リフト
自動排泄処理装置		

- 3、福祉用具貸与を提供した場合の利用料の額は、別紙料金表〔カタログ〕によるものとし当確福祉用具貸与が、法定代理受領サービスである時は、その1割とする。
- 4、通常の事業実施地域以外の地域で行う指定福祉用具貸与に要した交通費並びに搬出入費は、あらかじめ利用者またはその家族に対し事前に文書で説明し、同意を得て文書に記名捺印を受けるものとする。

通常の事業の実施地域

新潟市	五泉市	三条市	燕市	加茂市	田上町
阿賀野市	阿賀町				

〔衛生管理等〕

第8条

- 1、事業所の管理者は、従業員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行うものとする。
- 2、常に清潔な福祉用具の貸与に供する為、回収した福祉用具を、種類・材質などからみて適切な方法にて消毒を行い、未消毒の福祉用具と明確に区分して保管する。
- 3、消毒保管を外部事業者へ委託する場合には、契約書を交わすものとする。

〔その他運営についての留意点〕

第9条

指定福祉用具貸与事業者は以下の条項に留意して事業を行う。

1、職員の研修

- a 採用時研修を入社3か月以内に行う。下記内容を54時間以内実施する

老人福祉論及び障害福祉論 老人・障害者の心理 医学一般 リハビリテーション 介護技術〔法〕 職業倫理 居宅において行うサービスの心得	34時間
福祉用具の理解	20時間
合計	54時間

- b 継続研修を、年12時間以上実施する。

★福祉用具の操作方法、設置方法、点検方法

★ケースワークを中心として、サービス内容の水準の向上に資する事項等

2、秘密の保持

- 1、従業者は業務上知りえた利用者、又はその家族の秘密を保持する。
- 2、従業者であった者に、業務上知りえた利用者又はその家族の秘密を保持させる為従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

3、掲示及び目録の備え付け

- 1、事業所の見やすい場所に運営規程の概要を掲示し、サービス利用者サービスの選択に資するように努める。
- 2、サービス利用者のサービスの選択に資するよう、取り扱う福祉用具の品目・品名・利用料金等を記載した目録を事業所に備え付ける。
- 4、正当な理由なく福祉用具貸与サービスの提供を拒まない。
- 5、自社によるサービス提供が困難なときは、速やかに適当な他の指定福祉用具事業社を紹介する等の処置を講じる
- 6、要介護認定などの認定を受けていない利用申し込み者に対しては、当該利用者の意向を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行う。必要に応じて、更新申請も視野に入れて援助を行う
- 7、利用申込者が法定代理受領サービスの提供を受ける為の援助を行う
- 8、居宅サービス計画が作成されている場合には、計画に沿ったサービスを提供するとともに、利用者に計画の変更の意向があるときは必要な援助を行う。
- 9、利用者の要介護認定等につき、認定調査会意見が付されている場合には、認定調査会意見に配慮して指定福祉用具貸与サービスを提供する。
- 10、従業者に身分を証する書類を携帯させ、利用者又は家族から求められた時には、これを掲示するものとする。
- 11、利用者からの相談又は苦情等に対する窓口をおき、文書で記録し、保管する。

附則 この規定は、平成12年10月1日から施行する。

〔虐待防止に関する事項〕

第10条

- 1、利用者の人権の擁護・虐待等の防止の為次の措置を講ずるものとする。
 - 1) 虐待を防止するための従業者に対する研修を実施するものとする。
 - 2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備をおこなうものとする。
 - 3) その他虐待防止の為に必要な措置を講ずるものとする。
- 2、事業所は、サービス提供中に当該事業所従業者又は擁護者(利用者の家族等高齢者を現に擁護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村又は地域包括支援センターに通報するものとする。

附則 この規定は令和5年10月1日から施行する。

〔その他、運営に関する重要事項〕

* 第8条に記載された福祉用具の消毒の方法

当社〔有〕ケアサプライどりーむと株式会社日本ケアサプライ及び新潟基準寝具株式会社、プライムケア新潟、アビリティーズケアネット株式会社、パラマウントケアサービス株式会社で状況に応じて福祉用具の消毒、管理を行う。

具体的には、当社(有)ケアサプライどりーむは、福祉用具・介護用品レンタルサービス業務マニュアル、福祉用具レンタルサービス消毒標準作業書に従って行う。

又、株式会社日本ケアサプライ、新潟基準寝具株式会社、プライムケア新潟、パラマウントケアサービス株式会社、アビリティーズケアネット株式会社は、別添え記載の福祉用具の消毒、管理方法に従って行う。

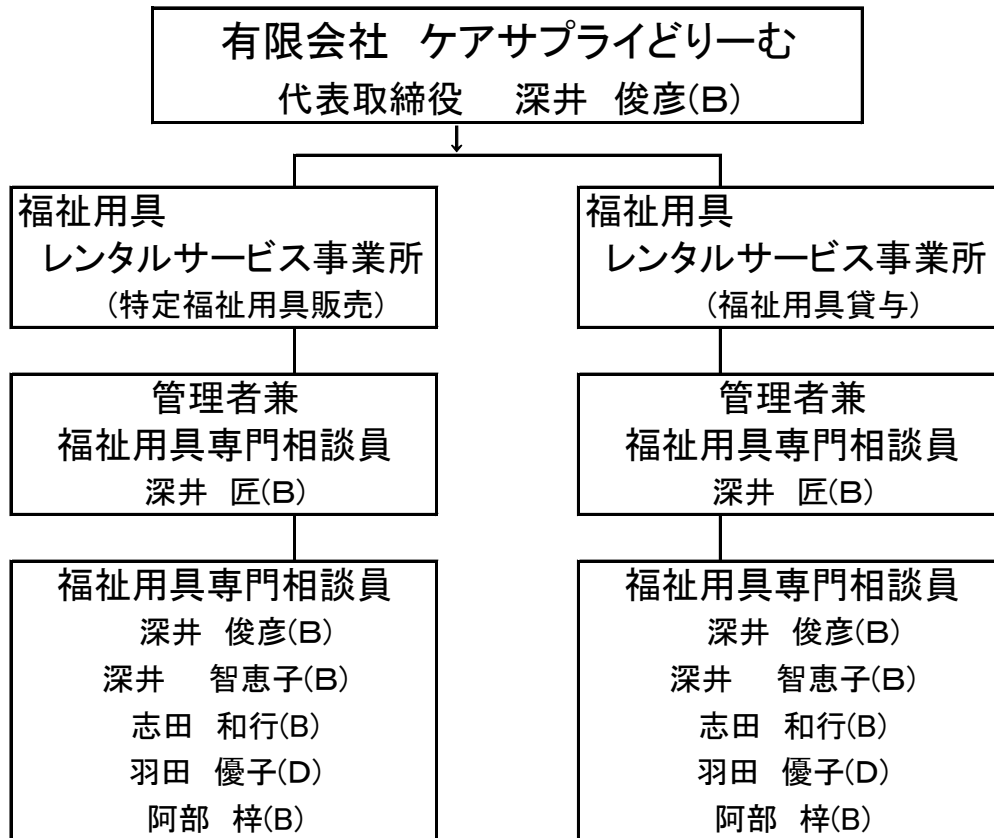
* サービスに関する記録の保存期間

厚生労働省令において、サービスの提供に期間は関する記録は2年間保存しなければならないと規定されていましたが、本市(新潟市)においては保存期間を5年間に延長することとしたものである。

なおこの規定はこれらの条例の施行の際現に保存しているものからその完結の日から2年を経過していないもの及びこの条例の施行の日以後に完結するものについても適用するものとする。

附則 この規定は平成25年4月1日から施行する。

有限会社 ケアサプライどリーむ 組織体系図



〔新任の指導〕

- * 新任の指導は同行指導とし、原則として社長の指導とする。
- * 現場指導にあたって指導内容等記録する。
- * 研修等はできる限り参加させる。

〔業務についての相談〕

- * 従業員の業務についての相談等は原則として社長が対応するが、場合によっては従業員全員で話し合う。

福祉用具貸与事業に係る記載事項

※受付番号

事業所	フリガナ					
	名称	有限会社 ケアサプライどりーむ				
	所在地	〒 956-0031 新潟市秋葉区新津4442番地				
	連絡先	TEL 0250-21-2021	FAX 0250-21-2028			
当該事業の実施について定めている定款、寄附行為等の条文 第 条第 項第 号						
管理者	フリガナ			(〒 956-1753)		
	氏名	深井 匠	住所	新潟県五泉市笹野町甲492		
	当該指定福祉用具貸与事業所で兼務する場合			兼務する職務	ナシ	
	同一敷地内にある他の事業所、施設等で兼務する場合			事業所、施設等の名称	ナシ	
従業者	区分	専門相談員				
		専従	兼務			
	常勤	3人	1人			
	非常勤					
	常勤換算後の人数					
	※基準上の必要人数					
	※適合の可否					
主な掲示事項	営業日	月曜日～金曜日		その他年間の休日	土曜日、祝日及び 8,13～16, 12, 31～1,5	
	営業時間	平日	9:00～18:00			
	取り扱う品目	車椅子		車いす付属品	特殊寝台	
		特殊寝台付属品		床ずれ予防用具	体位変換機	
		手すり		スロープ	歩行器	
		歩行補助杖		痴呆性老人徘徊感知器	移動用リフト	
		自動排泄処理装置				
	利用料	法定代理受領分 法定代理受領分以外		介護報酬と準ずる "		
	その他の費用	別添え運営規定に定める料金表の通り				
	通常の事業の実施地域	新潟市	五泉市	三条市	燕市	加茂市
田上町		阿賀野市	阿賀町			

注 ※印欄は記入しないこと。